

吉見町就学援助費の支給に関する要綱

平成23年2月1日
教委要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（昭和22年法律第25号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して就学援助費を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象者は、吉見町に住所を有し、かつ、吉見町が設置する小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 吉見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別表の認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者（以下「準要保護者」という。）

2 児童生徒が区域外就学の場合にあつては、関係市町村教育委員会と協議し、その結果をもって就学援助費の支給対象者とする。

(就学援助費の支給対象費目等及び支給額)

第3条 就学援助費の支給対象費目及び支給対象者は、次の表のとおりとする。

支給対象費目	支給対象者
学用品費	準要保護者
通学用品費	準要保護者
新入学児童・生徒学用品費	準要保護者
校外活動費（宿泊を伴うもの）	準要保護者
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	準要保護者
修学旅行費	要保護者・準要保護者
学校給食費	準要保護者
医療費	要保護者・準要保護者
生徒会費	準要保護者
P T A会費	準要保護者
日本スポーツ振興センター加入共済掛金	準要保護者

2 前項の支給対象費目に係る支給額については、予算の範囲内において教育委員会

が別に定める。

(認定申請)

第4条 就学援助費の支給対象者の認定を受けようとする保護者は、吉見町就学援助費支給対象者認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を児童若しくは生徒が在籍する学校を経由し、又は直接、教育委員会に提出しなければならない。ただし、生活保護担当課長から教育委員会に生活保護法による保護開始の通知があった保護者については、この限りでない。

2 前項に規定する申請書には、別表に定める添付書類を付するものとする。

(認定審査等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請又は前条第1項ただし書きの通知があった場合、速やかに審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、吉見町就学援助費支給対象者認定通知書(様式第2-1号)又は吉見町就学援助費支給対象者否認通知書(様式第2-2号)により保護者及び児童生徒が在籍する学校長(以下「校長」という。)に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の審査に当たって、校長に対し所見を求めることができる。

(支給方法等)

第6条 就学援助費は、支給対象者の指定する口座に振り込むものとする。ただし、医療費については、医療機関等に町が直接支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校での集金において滞納がある場合は、支給対象者の委任に基づき、校長の指定する口座に振り込むことができる。

3 就学援助費の支給時期は、原則として8月、1月及び3月とする。

(届出の義務)

第7条 支給対象者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の場合において、支給対象者が準要保護者から要保護者に変更になるときは、変更日の属する月の初日から要保護者として取り扱うものとし、要保護者から準要保護者に変更になるときは、変更日の属する月の翌月から準要保護者として取り扱うものとする。

(認定期間)

第8条 就学援助費の支給対象者の認定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中の申請にあつては、原則として申請書を受理した月の翌月初日からの認定とする。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。

(2) 認定要件に該当しなくなったとき。

- (3) 就学援助費を就学の目的以外に使用したとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、支給対象者及び校長に通知するものとする。

(就学援助費の返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消した場合において、既に就学援助費を交付しているときは、就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備)

第11条 就学援助事務に関する書類は、当該就学援助支給完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分	認 定 基 準	添付書類
1	当該年度において以下のいずれかに該当する保護者	
(1)	地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第3項の規定に基づく <u>市町村民税が非課税</u> である者	証明する書類の写し
(2)	地方税法第323条の規定に基づく <u>市町村民税の減免</u> を受けている者	〃
(3)	地方税法72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免を受けている者	〃
(4)	地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免を受けている者	〃
(5)	国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく保険料の減免を受けている者	〃
(6)	地方税法第717条の規定に基づく国民健康保険法の減免を受けている者	〃
(7)	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受けている者	〃
2	上記1以外の者で、当該年度において以下のいずれかに該当する保護者	
(1)	保護者の収入が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	<u>世帯全員の前年の所得額</u> が算定

		できる資料
(2)	教育委員会が認める者	